

201206号

消費者被害注意情報

☆「注文したろ！」といわれても？

健康食品の「送りつけ商法」

電話対応が被害回避のポイントです！

覚えがないのに「あなたの注文した健康食品を発送する」と強引な電話があり、数日後に代金引換で届く——こうした手口の被害相談が島根県内でも急に増えています。



だまされないゾウくん
島根県消費者センター
マスコットキャラクター

● 「送りつけ商法」はこんな手口！

ある日突然あなたのところに電話が。「2ヶ月前に注文された健康食品が用意できたので送りますね」えーと、覚えがないんですけど？「こっちは注文電話を録音している。自分で注文したんだから金を払え、さもないと裁判所に訴えるぞ！」そ、そんなあ。数日後、**代金引換**で数万円の健康食品が送られてきて……。

● 手口の裏にはこんなたくらみが！

県内での健康食品送りつけ商法に関する相談はこれまで月0～数件程度でしたが、12月以降月十数件に急増しました。業者名はいろいろ。2月26日に消費者庁が「株式会社かなめ堂」に行政処分を行いました。その後も別の業者から類似の勧誘が行われているようです。

昔はいきなり商品を送りつける事が多かったこの手口、最近はずっと電話がかかるようになりました。何故か。それは、いきなり送っても**受取拒否すれば業者が送料を損するだけ**でおしまいだからです。だからまず電話をかけて、うっかり受け取りそうな人、脅しに弱そうな人を選んで、「効率よく」送りつけているんです。ひどいですよね。

注文していないのに送られた荷物は、受け取る義務も代金支払義務もありません。仮に受け取ってしまったら、**消費者側に返送義務はなく、業者が回収すべきもの**とされています。では、電話でうっかり商品送付を承諾しちゃったら？それでも状況に応じて**契約の取消**や**クーリング・オフ**ができる場合があります。

● 「送りつけ商法」撃退法！

以上のことから、送りつけ商法への対策として、次のことがいえます。

1. 電話を受けた時点で「**注文した覚えはありません、送られても受取拒否します**」とはっきり断る（これが一番！）。
2. 荷物が送られてきたら**受取拒否**する。
3. 受け取ってしまったら、ひとまず保管する。注文していない場合、法律では、**法定保管期間（14日間）に業者が回収しなければ、消費者が処分してよい**。
4. お金を払ってしまったら、状況に応じて法律に基づく**契約取消・解除等の主張をし、返金交渉**を行う。
5. **ともあれお近くの役場の相談窓口または県消費者センターにご相談を！**

相談電話 県消費者センター0852-32-5916 石見地区相談室 0856-23-3657

平成25年 3月 8日

島根県環境生活総務課

消費とくらしの安全室

Tel 0852-22-5103

Fax 0852-32-5918

E-Mail syohisen@pref.shimane.lg.jp